

2015年1月30日

お客様各位

株式会社MOL JAPAN

オーストラリア向けB/L記載事項についてのご案内

平素は、弊社サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

揚地側税関の規制により、オーストラリア向け輸出貨物に関するB/L Instruction (Dock Receipt) につきまして、NOTIFY PARTY欄への“SAME AS CONSIGNEE”の記載が不可となりましたので、今後の船積みの際はご対応頂けます様、お願い申し上げます。

- 記 -

1. 対象貨物
オーストラリア向け輸出貨物
2. Notify Party欄 “SAME AS CONSIGNEE” 記載不可
CONSIGNEE情報と同じ内容を記載頂けます様お願い致します。
3. 適用開始日 即日

以上

お問い合わせは
マーケティンググループ アジア・大洋州トレード担当 (TEL : 03-3587-7070)
または弊社各営業担当までお願い致します。